

1 業務名

令和8年度 若者ビジネスプラン作成チャレンジ支援事業業務委託

2 業務の位置づけ

本業務は、令和5年度から実施している「大学生等によるワークシェアの社会実装に向けた支援事業（大学生ワークシェアで企業コンサルティング）」に参加した大学生等若者が、本市のビジネスシーンで活躍する人材となるために、より深く本市のビジネスに関わる機会を設けるものである。

3 業務の目的

高校生・大学生や卒業後間もない10～20代の若者に、市内事業所等の新規ビジネス構築に携わる機会を提供することにより、本市のビジネスシーンで活躍し、地域に根差す若者を誘引する。

4 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和9年2月19日（金）までとする。

5 業務内容

本業務内容は、次のとおりである。

(1) 若者ビジネスプラン作成チャレンジプログラムの企画・運営

- ・市内会場において、10～20代の若者と、社内ベンチャーや新規事業の創設に意欲を持つ市内事業所等が、新規ビジネスの事業計画を立案する「若者ビジネスプラン作成チャレンジプログラム」を実施する。
- ・市内会場において、大学生等若者と市内企業等が一堂に会するスタートアップミーティングを企画して実施する。
- ・スタートアップミーティングでは、新規ビジネスプラン作成チームを立ち上げる。
- ・チームは、大学生4人程度を1組とし、2チーム程度を編成する。
- ・チームが新規ビジネスプランを作成する際、ブラッシュアップするための支援をする。
- ・本チャレンジプログラムにおいて、進行管理、相談対応及び関係者と連絡調整をする。
- ・本チャレンジプログラム終了後、プログラムの一環として、参加者と市内企業等による発表会を開催する。
- ・受託者は、本プログラムが円滑に実施できるように支援し、会議や発表会等に出席する大学生等若者への交通費・報酬などに係る費用は本委託料に含むものとする。

(2) 交流機会の創出

- ・プログラムの一環として、参加者と市内企業等が参加する交流会を開催する。
- ・交流会では、市内企業等が最新トレンドなどの紹介を行い、本市のビジネス環境への関心を高める機会を提供する。
- ・交流会当日の司会進行や運営スタッフの手配を行うなど、円滑に交流会が実施できるよう運営する。
- ・過去の本事業参加者との交流の場を設ける。

6 業務報告書

- (1) 実施報告書 1 部
- (2) 上記 5 の制作物及び 6 (1) の電子データを記録した電子媒体 1 部

7 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (3) 本業務に関する著作権は、委託者に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (4) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (5) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 本業務で受託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。

8 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。